

## 第2回船橋市緑化推進委員会（第4期）会議録

日 時 令和6年12月23日（月） 10:01～11:37

場 所 船橋市役所 7階 705会議室

|      |         |                         |
|------|---------|-------------------------|
| 出席委員 | 木 下 剛   | 千葉大学大学院園芸学研究院 教授        |
|      | 鈴木 弘 行  | 樹木医                     |
|      | 花 村 義 久 | NPO法人シビルまちづくりステーション 会長  |
|      | 岩 崎 まゆみ | グリーンアドバイザー フラワーコーディネーター |
|      | 高 宮 幸 子 | 船橋商工会議所 女性会 副会長         |
|      | 須 賀 博 史 | （公財）船橋市公園協会 公園管理センター 所長 |
|      | 田 中 裕 治 | 自治会連合協議会（北部地区）常任理事      |
|      | 加 瀬 武 正 | 自治会連合協議会（東部地区）副会長       |
|      | 文 川 和 雄 | 自治会連合協議会（西部地区）副会長       |
|      | 村 田 佐江子 | 自治会連合協議会（南部地区）副会長       |

|     |         |             |
|-----|---------|-------------|
| 市職員 | 竹 田 光 伸 | 都市整備部長      |
|     | 中 西 学   | 環境部環境政策課長   |
|     | 松 丸 奈美枝 | 市民生活部市民協働課長 |
|     | 津 田 直 哉 | 経済部農水産課長    |

|     |           |                       |
|-----|-----------|-----------------------|
| 事務局 | 建 設 局     | 平塚局長                  |
|     | 公 園 緑 地 課 | 芝原課長、関谷課長補佐、石黒係長、亀井主事 |

|     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 次 第 | 1. 開会                             |
|     | 2. 議事                             |
|     | 船橋市緑の基本計画【改定第2版】見直しに向けた「緑の役割」について |
|     | 3. 連絡事項                           |
|     | 次回の委員会開催                          |
|     | 4. 閉会                             |

傍聴者 なし

会議の公開・非公開の区分 公開

10時01分開会

○事務局（公園緑地課 関谷課長補佐）

皆様、年末のお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより第2回船橋市緑化推進委員会を開催いたします。

司会を務めさせていただきます公園緑地課課長補佐の関谷と申します。よろしくお願いいたします。

本日の委員会は1時間30分程度を予定しており、適宜、休憩を挟みたいと考えております。以後は着座にて進行させていただきます。

初めに、第4期に初めてご参加いただく方がおりますので、改めてご紹介をさせていただきます。自治会代表の立場から、自治会連合協議会副会長、村田佐江子委員。

○村田委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（公園緑地課 関谷課長補佐）

よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。上から順番に「会議次第」、「委員一覧」、「席次表」、スライドの資料、「緑の基本方針の概要」、「緑の基本計画見直しに係る本市の現況」、A3のものになります。『船橋市緑の基本計画』の変遷、こちらもA3のものです。最後に、皆様のご意見をまとめたもの、こちらもA3の表になっております。

以上でございます。資料が不足している方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、ただいま田中委員がいらっしゃいましたので、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

前回の委員会以降、委員の交代のお申出を受けております。お名前を読み上げますので、その場でご起立ください。

自治会代表の立場から、自治会連合協議会常任理事、田中裕治委員。

○田中委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（公園緑地課 関谷課長補佐）

よろしくお願いいたします。

今回の委員会においては、10名の委員にご出席いただいておりますことから、船橋市緑化推進委員会設置要綱第5条第2項に規定されております開催の要件を満たしていることをご報告いたします。

なお、湯浅委員、泉谷委員は、所用のためご欠席との連絡を受けております。

最後に、会議の公開、傍聴についてご説明させていただきます。本会議につきましては、不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条の規定により公開となります。また、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱の規定により、発言者の氏名を記載した会議録を公開することとなります。

傍聴につきましては、傍聴者定員を5名として市のホームページに掲載させていただきます。

したことをご報告いたします。なお、本日、傍聴者はおりません。

事務局からは以上となります。

それでは、船橋市緑化推進委員会設置要綱第4条第2項の規定に基づき、議事の進行は木下会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

#### ○木下会長

会長を仰せつかっております木下と申します。皆様、おはようございます。よろしくお願いいたします。

本日、次第にございますとおり、緑の基本計画の見直しに向けた「緑の役割」についてということで、計画の出発点になります本市におけます「緑の役割」について、議論をいただくことになります。大変重要な議論かと思いますので、忌憚のないご意見をいただければと思っております。着座にて進めさせていただきます。

それでは、第2回船橋市緑化推進委員会を開会したいと思います。傍聴の方はいらっしゃいませんので、即、議事に入ってまいりたいと思います。

今申し上げましたとおり、今回は「船橋市緑の基本計画【改定第2版】見直しに向けた『緑の役割』について」というテーマでございます。

まず、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

#### ○事務局（公園緑地課 石黒係長）

皆さん、おはようございます。事務局の石黒でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日ご議論いただきたい内容は、本市の「緑の役割」を検討するため、事務局で本市の状況を説明した上で、身近な課題、専門的な見地よりお気づきになった点について、ご意見をいただければと存じます。

早速ではございますが、まずは本市の緑を取り巻く動向について説明させていただきます。

最初は人口動態です。スライドは、本市の推移、年齢構成、高齢化率を示したものになります。令和3年4月の時点の住民基本台帳人口は64万5,000人です。今後も、総人口は令和15年の66万4,000人まで増加すると見込まれています。

年齢構成は、少子高齢化が進行する見込みです。今後、生産年齢人口は令和10年まで緩やかに増加しますが、その後、減少する見込みです。

老年人口は増加し続け、今後10年程度は、特に75歳以上の高齢者の割合が増加する見込みです。高齢化率は、令和3年で24%であったものが、令和15年には26.1%、令和25年度には31.5%となる見込みです。

お手元の『船橋市緑の基本計画』の変遷、緑色の表になっているものですが、こちらと併せてご覧ください。スライドにありますのは緑の基本計画を策定した時期と、そのときの人口と推計値をまとめたものになります。

まず、全国の人口は平成20年の1億2,808万人をピークに、今もなお減少しています。令和15年には、1億1,807万人と想定されています。

一方、本市の人口の変遷を見ても、平成9年の初版、一番最初に策定した計画時点では平成27年に57万1,000人を予想していましたが、これは平成21年に60万人を超えて、もう想定を上回っております。また、平成19年の改定版を策定した時点では、令和7年に56万人と初めて人口が減少すると想定しましたが、人口はその後増加し続け、

改定第2版では、一転して令和7年度まで人口が増加すると予測しています。近年の推計では、人口ピークはさらに後年にずれ込み、令和15年で66万4,000人と上方修正されています。

このように、全国の人口は減少する中、本市の人口は増加傾向がこれからも続くとも予測されています。

高齢化率についてはもう少し詳しく説明いたします。高齢化率は市全体で約24%となっていますが、スライドのように地区によって高齢化率は異なっています。赤で着色されているエリアが最も高齢化が進んでいる地区であり、高齢化率は35%を超えています。次いで、黄色いエリアは30%を超える地区であり、全国平均の29.1%を超えています。濃い青のエリアの高齢化率は20%未満であり、比較的若い人が多い地区と言えます。このように、北部地域では高齢化が顕著である一方、南部地域では若い世帯が多いといったように、年齢別人口分布に地域偏在が見られます。

中核市最大の人口を擁する本市には、特徴的な公園が立地しています。次は、これら公園に関しまして、計画期間内に実施した事業等をご紹介します。

まずはアンデルセン公園です。アンデルセン公園は世界最大級の旅行口コミサイト、トリップアドバイザーにてエクセレンス認証を6年連続で受賞しております。国内外の旅行者が訪れる本市を代表する公園となっております。近年では、クラウドファンディングを活用し、長らく停止しておりました風車を稼働させました。

一方、三番瀬海浜公園では、環境学習館を整備するとともに、三番瀬を一望できる展望デッキの整備を行いました。加えて、運動公園においても、老朽化したプール施設を遊戯性の高いプールにリニューアルしております。さらに、公園は整備のみならず、「公園でボール遊びがしたい」という中学生の声を受け、地域の協力を得ながら、ボール遊びができるよう柔軟に公園を運用してまいりました。

次に、それぞれの計画期間内において行われた主な取組を説明いたします。再度、『船橋市緑の基本計画』の変遷をご覧ください。

初版の計画期間では、当時、一人当たりの公園面積が1.84平米と少なかったため、地区公園や近隣公園など中規模公園の整備を進めてまいりました。その後の改定版では、アンデルセン公園の拡張や近隣公園の整備に加えて、「全国都市緑化ふなばしフェア」を契機に、市民との連携による緑豊かな都市づくりが始まりました。現計画期間においては、この市民との連携を広げるために、本委員会の設置あるいは市民協働事業の拡大に努めてきたところです。公園整備というハード面に加え、市民協働という運営面に着目した仕組み、体制づくりに注力してまいりました。

続いては、社会変化についてご説明いたします。

まずは、新型コロナウイルス感染拡大の影響です。この感染拡大は、経済をはじめ様々なダメージを社会に与えた一方で、3密を避けられる貴重な都市空間として、オープンスペースの重要性を人々に再認識させました。

次なる変化は、デジタル化の進展です。個人レベルでは、スマートフォンが普及しライフスタイルに大きな変革をもたらしました。デジタル技術は公園運営においても維持管理の効率化やサービスの向上といったポテンシャルを持っており、今後、その活用が目玉が集まっております。

最後の変化は災害の激甚化、頻発化です。今年初めの能登半島地震の発生や南海トラフ地震の懸念、さらには台風やゲリラ豪雨といった風水害も深刻化しています。このような災害

への対応に、公園や緑の持つ機能を活用しようという動きが活発化しています。

これらの社会変化を背景として、公園や緑地が持つ様々な機能を上手に活用していこうとするグリーンインフラの考えが広まっており、公園緑地の価値が再評価されています。このような社会変化を受け、現在、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針が、ちょうど先週の金曜日に国で策定されています。参考資料としてお手元に配付しておりますので、今後の検討にご活用いただければと思います。

最後の動向は、本緑化推進委員会の活動についてです。本委員会の活動によって、新たな事業が企画されるとともに、既存事業の改善が継続的に進められてきました。代表的な活動成果を説明いたします。

最初は花苗サポーター事業の成果についてです。本委員会では、発芽率を高める方法を説明すべき、サポーター間で苗の成長状況を共有すべき、といったご意見をいただきました。この意見を取り入れ、サポーターが必要とする情報提供ができ、さらには情報共有による取組意識の向上が図られました。この結果、当初15人だった参加者数は、令和5年度で65人を数えるに至りました。

もう一つは、巨樹・名木の保全です。本委員会では、保全の課題を安全面として万が一の対応として保険制度の導入についてご議論いただきました。このご議論を反映させた結果、所有者の不安が解消され、指定樹木の指定本数が増加しました。平成26年度に103本あった指定本数は、当該制度を導入するまでの令和元年度までは減少の一途でございましたが、制度導入とともに増加に転じており、高い効果が確認されました。

このように緑化推進委員会では、意見を多く反映することによって様々な課題を解決することができました。

動向に続いて、公園・緑地の面積など、緑の現況についてご説明いたします。

本市の都市公園面積は、平成26年に198ヘクタールであったものが、令和5年には220ヘクタールとなっております。この10年間で20ヘクタール以上増加しております。しかしながら、令和7年度に231ヘクタールの中間目標を達成することはやや難しいものと予測されています。さらに、令和17年度の最終目標値との差は37ヘクタールであり、この面積は東京ドーム8個分に相当する量になっています。

さらに、一人当たりの公園面積を見てみますと、令和5年度時点では一人当たり3.39平米です。これは一坪程度の規模でしかありません。国の10.9平米、県の7.2平米と比べ、半分以下の値となっています。推移を見ると、この5年間は横ばいが続いております。これは、公園面積は増加しているものの、さきに説明いたしました本市の人口増加が原因となりまして、このような傾向を示しているものと推測されます。

次は、都市緑地について説明いたします。スライドにある都市緑地は、法的な位置づけがあるものでございます。つまり、開設公告された緑地になります。都市緑地は目標達成に向け順調に推移しておりまして、現時点で令和7年度の中間目標40ヘクタールを既に超えています。このように、市街地にある貴重な緑地を永続的に保全できるよう取り組んでいます。

次は、樹林地の変化についてです。樹林地はさきの都市緑地とは異なり、法的な位置づけのあり、なしに関係なく、樹木が生育している一団の土地になります。スライドは、宅地開発により樹林地が失われた例になります。このように、人口増加が続いている本市においては、開発圧力は依然として高いままです。

次の例は、市街化調整区域の樹林地が資材置き場になったものです。この例のように、市街化区域だけではなく市街化調整区域においても樹林地が損なわれるケースが後を絶ちませ

ん。

最後の例は珍しいケースで、野球場が整備された例になります。

このように、市街化区域、調整区域といった都市計画や住宅、野球場といった用途に関係なく、樹林地が損なわれる機会は衰えを見せておりません。

では、実際の樹林地面積を数値で確認してみますと、前回調査時点、平成25年と比較すると、約98ヘクタールもの樹林地が失われたことが分かりました。調査を始めた平成2年を100とした場合、令和5年度は60となり、失われた面積は342ヘクタールにも上ります。

このような傾向を土地利用の構成でも確認いたしました。住宅の用地の割合が年々増加しており、山林は徐々に減少しております。宅地化の進行と樹林地の減少は、土地利用構成においても顕著に表れています。

最後は、市民協働の活動実績を数値で確認いたしました。まず目につくのは、花苗サポーター事業の実績です。参加者数は先ほどご説明しましたように右肩上がりが続けておりまして、市民と一体となった緑化活動が広がりを見せています。ふれあい花壇実施箇所数、町会等清掃委託団体数は横ばいの状態が続いています。巨樹・名木の指定本数については微増傾向でありましたが、近年は若干の落ち込みが見られています。

状況はそれぞれですが、どの事業においても市民の多大な協力の下、進められております。公園緑地行政の運営に市民の力はもはや不可欠と言えます。このような現状を踏まえて、本市の緑はどうあるべきかを考える必要があります。そこで、これまでの基本計画ではどのような取組がなされてきたのかを振り返ってみました。

また、改めて表のほうをご覧ください。初版の計画では、さきに述べましたように、一人当たりの公園面積が非常に少なかったことから、公園整備に注力した計画と言えます。その内容は、本市オリジナルの公園配置モデルを定め、水と緑のネットワークづくりが位置づけられました。

続いて、改定版では、中間見直しの中で市民意見の反映や地域の特性に応じた対応を試みています。この考えに基づき、初めて地区別の計画を定め、地域の意見を反映したきめ細やかな内容としています。

最後に、現行計画では、市民協働の推進を掲げ、新たな体制、仕組みづくりを行ってまいりました。また、45の施策を体系化し、本委員会の協力を得ながら、施策の進捗管理、改善といったPDCAサイクルを構築しております。

お示しのスライドにある緑色の四角囲いにつきましては、現行計画に定められた緑の役割を示したものになります。大別すると、レクリエーション機能、防災機能、景観機能、生物多様性の保全機能、都市環境の保全機能、計5つになっております。さきに説明いたしました社会の変化や地域の課題等を踏まえ、今後、緑に求められる役割はどうあるべきかを検討する必要があります。

そこで、あらかじめ委員の皆様からご意見を募集させていただきました。その結果を簡単にご紹介させていただきます。

設問の1つ目では、本市の緑に関する強み、弱みをお尋ねしています。強みといたしましては、「特色ある公園」、恐らくアンデルセン公園なんかをイメージされたのだと思います。あとは「桜の名所」といったように、都市のランドマークとなるような要素が挙げられました。一方、弱みは「防災機能」、「子供の遊び場」といった公園の使い方に関する要素が挙げられています。

次のデータは、重要と考える課題をまとめたものになります。「地域ニーズに合わせた公園管理・運営」が最も高い割合を示しています。これは、さきにありました弱みに挙げられていました公園の使い方に連動する結果と考えています。

次は、課題に対する具体的な意見、自由記入欄として求めたものですが、こちらの意見を簡単にまとめさせていただいたものになります。大別いたしますと、「自然環境の保全・回復」、「ヒートアイランド現象の緩和」、「良好な景観形成」、「ニーズに即した公園づくり」、「あらゆる関係者による協働」、「防災・減災対策」に関するご意見がございました。

現況や委員の皆様方のご意見を踏まえ、最近気になっている点、お気づきになった点、必要な取組などをご意見いただければと思います。いただきましたご意見を参考にさせていただき、課題整理を進めていきたいと考えています。

それでは、ご議論のほう、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上になります。

#### ○木下会長

ご説明ありがとうございました。

ただいま、現在の船橋市の緑の状況、それから皆様から事前にいただきましたアンケートの結果、ご意見についてまとめたものをご説明いただきました。

本日の委員会ですが、先ほど申し上げましたとおり、「緑の役割」についてご議論いただきたいわけですが、「緑の役割」というのは、今説明いただいたスライド資料の12ページの上段のところにございますように、既に緑の基本計画の中で一般的な「緑の役割」についてはしっかりと整理されております。もちろん、これを踏まえて、今日は、今あるいは今後船橋市において、こういった緑の在り方や役割を特に重視したらいいのかというところで皆様のご意見を伺いたいと思っております。

ただし、この点については、こちらのA3の資料で、事前に皆様にアンケート調査を行わせていただいた結果を取りまとめた資料がございます。委員の皆様それぞれがこういった回答をしていただいたのかということは、本日がお互いに初めて見る機会かと思えます。ですので、まずはこちらの表の内容を委員相互で共有していただいて、その上で補足あるいは言い足りなかったこと、追加、それから最後の資料にもございましたとおり、改めて地域の現状や課題、最近気になっていることやお気づきの点、こういったことをご意見いただいて、その上で船橋市ならではの緑の在り方、役割について取りまとめていきたいというのが本日の目標でございます。

それでは、今事務局からご説明がありましたが、まず、ご説明いただいた内容について、単純なご質問があればお受けしたいと思います。その後に、皆さんにお答えいただいたアンケートの内容についての補足や追加をいただければと思っております。

まず、ただいまの事務局のご説明に対して、単純な疑問やご意見があればお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、船橋市の緑がこういった課題を抱えていて、今後それはどうあるべきか。特に、こういう緑が船橋市では今後大事になってくる。こういった部分で、いただいたアンケート調査の結果も踏まえつつご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

このA3の皆さんのご意見をまとめた資料にはお名前が入っておりません。改めて、特にこの点は強調しておきたいとか、あるいは追加があるという委員の方は挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、副会長、お願いいたします。

○鈴木副会長

質問的になりますけれども、私も一件意見を出しました。5番なのですけれども、書いてあるのは街路樹のことと保護樹、大きな木のことです。

ちょっと質問的に書いたものでそれが分かれば教えてほしいのですけれども、船橋市のホームページを見ていると、保存樹のホームページもあるのですけれども、都市開発の関係ですか、景観木を景観重要樹木として指定するという制度が何年か前にできたようなことが書いてありました。それは今船橋市にあるのかということと、もしそれに指定された場合には何か特別な特典があるのかということが、ホームページを見る限り分からなかったもので、教えていただければと思います。

○木下会長

それでは、5番のご意見、ご質問のところですね。景観木、これは景観法絡みでしょうか。ご説明よろしくお願いいたします。

○事務局（芝原公園緑地課長）

船橋市でシンボルとなる木を指定した上で補助をしているという制度はないです。ただ、過去、マップがありまして、巨樹・名木をNPOの団体の方たちにまとめていただいていたというような資料がございます。

副会長もご存じかもしれませんが、樹木医会で千葉県版や船橋版みたいにまとめているようなものはあります。そういったものはありますが、特に船橋市のほうで補助をするということは、今はしていないような状況でございます。

○鈴木副会長

今現在は景観重要樹木もないということですか。一応、そういう制度もあるような感じで書いてあったのですが、そういった指定は市としてないんですね。

○事務局（芝原公園緑地課長）

はい。

○鈴木副会長

了解です。

○木下会長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。高宮委員、お願いいたします。

○高宮委員

高宮と申します。

今の副会長さんに類したもので、宮本なのですが、道路に植えられている樹木にイチョウの木がありまして、それが大木になりますと、根がすごく張って狭い道路を持ち上げてしま



っているんです。凸凹になっておりまして、安心・安全な道にはなっていないのですけれども、狭いところに大きな木を植えた街路樹の決まりというか、お考えはなかったのでしょうか。

大きな木を植えるとどうしても道を圧迫します。そういうところが何か所か本町通りにも見られましたけれども、宮本では、今ちょっとひどい状態の箇所が何か所かあります。よろしくお願いします。

○木下会長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○事務局（芝原公園緑地課長）

確かに、船橋市は総じて歩道が狭い状況であり、そこに、建設当時はある程度細い木を植えておりましたが、時間経過とともに高木化してかなり太くなり、特に根が横に張る樹種につきましては、歩道に根が張って凸凹するという事案がかなり数多くあります。

建設当時の考え方としては、街路樹は、基本的には路線に応じてどういった樹種を植えるかという検討はしているのですが、将来的に大高木になったときの影響というものになかなか考えが及んでいなかったのかもしれない。そのため、今そういった事例がかなり多くあります。

道路だけではなく、公園の木も大分時間がたって高木化しております。そういった意味で、今後、木の維持管理や、更新に当たってどう対応していくかというのは、委員おっしゃるように、重要な検討事項ではないかと考えているところでございます。

○木下会長

ありがとうございます。

これは船橋市に限らないことだと思います。全国的に今ご指摘の点は課題になっていると思います。やはり、大きく早く成長する木を昔よく植えていて、今環境に合っていないところが多々あるかと思います。今回の緑の基本計画の中で、こういうこともちゃんと考えていければと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、お願いします、文川委員。

○文川委員

自連協の文川です。

10ページにあります巨樹・名木の指定本数ということに関して少し言いたいのですけれども、先日、道路建設課から連絡がありました。今、西船橋の駅から葛飾小学校、中学校へ通う真っすぐなバス通りがあるんです。それで、京成の踏切まではある程度の拡幅ができて、少し歩道なんかも広がっているんです。ところが、京成からまた奥に行くに当たって、まだ拡幅工事が行われていない。そのちょうど真ん中に葛飾小学校があって、信号の道路のど真ん中に、昔、葛飾小学校の名木と言われた楠があるんです。これが拡幅されますと、ちょうど歩道の真ん中になってしまう。非常に邪魔になる。で、聞いたらこの木を切りたいと。おいおい、移植じゃないのかと。

要するに、道路を拡幅するためには、確かに木は邪魔になる。でも、あの木は四、五十年

前に葛飾小学校の通路の入り口の目標として植えられた木なんです。今は信号がありますけれども、確かに便はよくなって、子供たちも学校へ通うのには歩道が広がっていいと思うのですけれども、せつかくの50年以上の木を、よそへ移植するのではなくて、邪魔だから切るというような話が来たんです。これは今の緑化推進の話と矛盾していませんか。

道路建設課からそういうふうな話は来ていませんか。

○木下会長

お願いします。

○事務局（平塚建設局長）

今の葛飾の巨木の件ですが、移植ができるかどうかということで、道路建設課も調査を行いました。樹木医さんにも見てもらって、できれば移植したいということで検討しましたが、結果的に樹勢もかなり弱っていて、移植には耐えられないだろうということになりました。そういった樹木なので、残すのは難しいというような形になったと聞いています。

巨木は地域の方に愛されている木ですので、我々ももちろん切りたいわけではない。ただ、一方で、ずっと残しておいても、いずれ木も枯れていってしまうというのもありますので、道路管理者としても適切に管理をしなければいけない。守るべきを守って、管理すべきものは管理して更新していくということが大事になっています。緑化の計画の中でも、何が何でも、どうしても守って――我々は守りたいのですけれども、それをうまく管理していくのも大事になってきます。そういった視点なんかもこの検討の中では整理をしていければと思っております。

○文川委員

移植ということも考えた上で、樹木医さんに診断してもらって、移植に耐えられないという結論が出てしまったわけですか。

○事務局（平塚建設局長）

はい、そうです。

○文川委員

そうなの。ということは、切り倒しか、極端な話。50年も植えてきた木を切って。

移植に耐えられないということがあるんですか。根っこからごっそり持っていけば、どこかに植えれば、どうなんですか。

○鈴木副会長

実際、樹木医はいっぱいいるので誰が診断したか分かりませんが、ちゃんと診断されたのだと思います。

確かに、根っこをいっぱい取れば移植できる可能性はあります。僕も現場をよく知りませんけれども、歩道になるようなところで近くに民家もあったりすると、根っこの取れる範囲が多分少ないんだと思います。だから、移植しても枯れてしまう可能性が高いという判断が出たのかなという気がします。

普通、何となく切って、ずっと抜いて、ぽっと植えればいいような気がするのですけれど

も、実際に幹の根元の太さの数倍、両方に3倍ぐらいの大きな根っこを取って持って行って、初めて安心できる。それも、時期を考えて、事前に養生もしてということなのですからけれども、今は道路の中にあるとなると、根っこを養生することも難しいし、いっぱい取ることもできないので、多分そういった判断が出たのかなという気がします。

ただ、確かにそういった思いのある木なので、仮にどうしても切らなければいけないとしても、できれば、何らか学校の何かに使えるような、単に切ってどこかに捨ててしまうのではなくて、木材をうまく活用して何かやるという工夫は絶対に必要だと思います。

枯れるかどうかという判断が出ているのは、多分そういったことだと思います。

#### ○文川委員

根っこは道路まではみ出ているんです。普通、バスも車もその上を走っているんです。確かに割れていますからね。確かに邪魔にはなるんですけれども、そういう原因もあるんですか。

#### ○鈴木副会長

あると思います。まして車も走っているような上ですと、今現在かなり傷んでいるような中で、ある意味根っこの状態も良くはないわけですね。仮に大きく取ったとしても、あまりいい根っこではない。畑の中にあるなら別ですけども。あとは校庭にあるとか。

思いは分かるのですが、移植がなかなか困難というのは結構あちこちにあって、その場合はやむなしということもあるし、やむなしの後にどういった処理をするかということになるのだろーと思います。

#### ○文川委員

根っこを掘り出すのに、隣近所の民家もあるんですよ。そうすると、そっちの補償のほうがかかりそうです。

#### ○鈴木副会長

そうですね、なかなか家を壊してまではね。

#### ○文川委員

そうですね。そうすると、切り倒しもやむを得ずか、予算の関係で。

#### ○鈴木副会長

そうですね。先ほどお話がありましたけれども、生かして生かせるものであればどこかに持っていきたいというのは、多分、役所側はどこも考えることなのですからけれども、どうしてもできないということがあると思います。だから、今みたいなお話を、多分、判断が出ているのでしょうから、事前に関係者に伝えとか、切られるもっと前にそういった周知の貼り紙をして、地域の方に知っておいてもらうということは絶対です。急に、今お話になったようなことを知らないで切られると、やはり何でだとなりますので。

今はどこの役所でも、小さい木を切るのでも、こういった調査をした結果ちょっと移植が無理だとか、危険だとか、そういった処理を書いて伐採行為に入るのが普通です。まして、そういった思いのある木であれば、事前に関係者にそういったことを周知することは必要か

と思います。

○文川委員

しつこくて申し訳ないですけども、うちの町会の年に一回の総会が年明け早々にあるんです。そのことに関して、一部の父兄の方から、そういう話がありますかという質問もあったものですから、「伺っております」と返事をしました。それで、「今日、ちょうどいい機会だから聞いてみます」という返事はしてあるんです。それを、多分また総会の席で、やむを得ないと説明しなければいけないものですから、ちょっとしつこいんですけども質問させていただきました。

分かりました。今、樹木医の副会長にもいろいろ説明を聞きましたので、ある程度のことは理解できました。ありがとうございました。

○事務局（芝原公園緑地課長）

道路建設課から、改めてきちっと経緯などを会長のほうにご説明するように申し伝えます。

○文川委員

連絡はあったんですけども、私よりも先に、学校のPTAのほうに理解を求めてくれよとは言っています。

私のほうは、町会の中での質問事項ではなくて、倒れたとき説明がなかったと言われてしまうと困ってしまうので、それで、ちょうどこの機会があるので、出席して聞いておきますという形だったんです。

○木下会長

街路樹についてのご意見は、今回のアンケート調査の中でも複数の方からご指摘いただいていて、皆さんが非常に重要視されているということがよく分かります。今、副会長がご指摘のとおり、地域の皆さんに非常に長らく愛されていたものですので、切ったり剪定というときには、ちゃんとしたプロセスを、皆さんが理解して、こういう判断が行われたということがちゃんと伝わるような仕組みが必要かなと思いました。その辺も可能であれば、この計画の中にちゃんと位置づけるようなことが必要かなと思いました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○村田委員

つなががないような話になりますけれども、先ほどの説明を受けたところで見ますと、これからの時代が高齢化していくということで、いろいろなデータを見ると、都市計画とかそういうものもすごく考えていかなければいけないのではないかと考えているところが多々あって、先ほども緑地だったところがどんどん開発されて、野球場とか、そこら辺のところはしょうがないのかもしれないですけども、そういった発展的なところの開発ということで、結構、樹木を切っているのではないかなという気がします。

また、私は南部のほうですけども、マンションとかそういうものががんがん建っています。これは民間のほうの建物ということかもしれないですけども、緑というものがあまり重視されていなくて、高層ビルはどんどん建つんですけども、その辺に公園をあまりつくらないとか、つくったとしても猫の額みたいなもので、これはどうするんだみたいな公園だっ

たり。

緑というものについて、これは世界中で今本当に大変なことになっていて、あと0.2%になったらえらいことになる。それこそ地球が温暖化されたら、これ以上の災害はどうなるんだなんていう話をこのところずっとやっていますけれども、船橋市は、人口がどんどん増えているところで、行政側のほうで、緑のこういう会議で一生懸命考えることと同時に、全体的に都市計画とかそういったところの関連はどうなっているんだろうと、とても心配なところがあります。そこら辺はどうでしょうか。

○木下会長

お願いします。

○事務局（芝原公園緑地課長）

確かに船橋市は、特に南部地域については、宅地化がまだまだ顕著な動向があります。特にマンション開発などは駅周辺なんかではまだまだ需要が高いという状況が続いています。

我々としても、それで何もしないのではなく、船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例ですとか、船橋市環境共生まちづくり条例という中で、マンションなどの開発の際に、小さい緑を指導して行って、それをどんどんつくっていくということで、緑の保全を目指していきたいと考えています。開発を完全にこの地域で抑制というのはなかなか難しいので、開発が起こった中でも、小さい緑でも点散的に連続してネットワークみたいな形をつくっていければいいかなと考えているところなので、そういったところを計画の中でも盛り込んでいければいいかなと考えております。

○木下会長

村田委員、いかがですか。よろしいですか。

○村田委員

確かに、皆さんが努力していらっしゃるのは分かるのですが、やはりやっていくように努力しますということのもう一つ強い押しがないと、今の世の中、動かないような気がするんですね。私たち、要するに市民としては、住みよいまちづくりとか、安心だとか、いろいろなことを言っているんですけども、全体としてのそういった力がものすごく入っているよというところはものすごく大事なところではないかなと思うので、ぜひ今後もよろしくお願いしたいと思います。すみません、ありがとうございます。

○木下会長

ありがとうございました。

まちなかのマンション開発は、いろいろ、緑化とか、小さな公園をつくったりというところで担保されると思うのですが、郊外の樹林地の減少というのは、民有地の樹林ですので、今回の計画でも何か対策が必要かなと、その辺ができるといいなと。国のほうでも、民有樹林の保全に関わる制度というのがいろいろとできてきておりますので、今回もそういった何らかの取組ができればいいかなと思っています。

それから、高齢化のお話をいただきましたが、公園は今まで、どちらかというと子供向けにつくられてきましたので、これだけ高齢化が進むと、高齢者にも対応できる公園というの

が本当に必要になってくるなということを今思いました。

ほかに。どうぞ、お願いします。

○加瀬委員

自連協の加瀬です。

今のマンションの公園というのは、いわゆる提供公園の話かなと思いますけれども、提供公園というのも市内のあちこちにいっぱいございます。正直言って、これは公園として機能を果たすのかなというような小さい公園。今、村田委員から猫の額というような話がございましたが、まさにそのとおりで、畳だと5～6枚も敷いたらいっぱいになるような提供公園もございます。つくるのは当然開発業者がつくって、遊具、ベンチ、植栽を植えるんですけども、その後の管理については行政が受けるわけですよ。そうすると、法律で何平米以上の開発行為をするときには公園をつくりなさいという決まりがあってつくるんでしょうけれども、正直言って、どう見ても要らないよというようなものも出てくると思うんです。これは市として要らないとは言えないんですよ。

○事務局（芝原公園緑地課長）

そうですね。

○加瀬委員

法律で決まっているので。そこら辺が本当に無駄です。いっぱいあります。うちの町会の中ではないんですけども、住んでいる地域で見てもそうです。それで、誰も使っていない。その辺が矛盾しているなと思います。

もう一つ、今、会長のほうから高齢者という話がございましたけれども、公園をつくる時に、背もたれのないベンチがある。あれは、こういう言い方をしては失礼ですけども、あそこにホームレスとか、そういう方が寝ないようにという意味で背もたれのないベンチをつけたのでしょけれども、確かに今、子供だけではなくて、高齢者が天気のいい日には公園にひなたぼっこに来ます。背もたれがないので非常に困っています。その辺も、全部背もたれのあるベンチにしたらどうだと言うと、冒頭言ったように、ほかの違う目的で使われるという可能性も出てきますけれども、できれば背もたれのあるベンチを増やしてほしいなと思います。私の町会の中にも公園がございます。これは希望として今お話しさせていただきますけれども、その辺のせめぎ合いというか、法律と現状とが合わないような部分が見受けられます。

これは質問でも何でもなくて意見として聞いておいていただければと思います。

○木下会長

ありがとうございます。

背もたれのあるなしというのは、何か区別されているのですか。

○事務局（芝原公園緑地課長）

先ほど言われたホームレスの方を長時間いさせないために、背もたれをつける、つけないというのは、あまりないかもしれませんが、一番大きいのは、座る向きが固定されてしまうということがあります。先ほど加瀬さんからご意見があったように、船橋市はとても小さ

い公園が多く、ベンチの向きを住宅側に向けてしまったりすると、それによって向いている側の方から視線がいくとか、そういった苦情もありますので、ベンチの位置というのはすごく難しくて、なおかつ、背もたれをつける、つけないということでそういった対策が取れるのであれば、つけないようにする。そういったものを1個ずつ判断しているような状況で、決まりがあるというわけではないような状況でございます。

○加瀬委員

背もたれが平らではなくて、かまぼこ型なんです。うっかりすると、後ろに落っこちてしまう。

○木下会長

あれは背中を伸ばしたり、そういう配慮もありますよね。

○加瀬委員

平らならまだいいんですけれども、かまぼこ型になっていますので、うっかりすると後ろにひっくり返ってしまう。だから年寄りには座れない。そういうベンチがうちの町会にはついています。

○木下会長

あとは、ご指摘いただいた提供公園ですけれども、全くおっしゃるとおりで、増えますけれども管理されていないと意味がないので、その辺をしっかりと盛り込めたらいいなと思いました。ありがとうございました。

花村委員、お願いします。

○花村委員

ちょっと教えていただきたいというか、特に先生に教えていただきたいなという気持ちがあるのですが、データを見ていまして、非常にもっともだということが出ているなど。今まで見えなかったいろいろなことがいっぱい見えてきて、非常に勉強になりました。逆に言うと、たくさん出てきているものですから、頭が整理されていないというのが実はあります。皆さんで議論してちゃんと見えてきたらいいなと思っています。

それで、最近、公園なんかにはふらっと行ったりすると、随分様子が変わってきているというか、非常に新しい姿だとか、垢抜けしているものだとか、いろいろなものが見えてきて、すごいなと思ったりすることが多いですね。

そういった面で、最近、また新しいいろいろな要素が公園とか緑化などで生まれてきているのか。例えば、公園なんかだったら民営的な要素が入ってきたり、特に思うのは、複合的な機能を持っているところが多いのではないかと。例えば、上野の公園なんかは、駅を降りた途端にぱっと全然違う世界ができてしまっている。ああいうものは、ほかの要素が、いろいろなものが組み合わさって新しく生まれたのではないかと思うんですね。

そういう面で、こういった世界での典型的な新しい動きというか、そういったものを何か教えていただけたことがあったら、私どもの頭に入れておけば、いろいろなことを今後考える上で参考になるのではないかと思います。

○木下会長

今回の皆さんのご意見の中では特になかったのですが、今、公園、緑地の再整備とか管理運営において、官民連携で、民がいわゆる市民だけではなくて民間企業も含めて連携して、資本も提供いただきながら公園を再生していく、よりよく活用していくという制度が、例えばP a r k－P F Iとか、いろいろと充実してきています。特に、都心部とか、中心市街地の繁華街の中の公園とかで、最近、よくカフェができたりという事例が東京都でも増えていると思いますけれども、そういう形で、民間企業にお金を出していただきながら公園施設を整備して、管理も含めてやっていっていただくというような取組が増えてきております。

ですので、船橋市のほうでもそういう取組をするのかどうかは非常に大きなところで、今回の改定に当たってはその辺も検討すべきかなと、今、花村委員のお話を伺っていて思いました。

民営化ではないのですが、民間企業のそういった資本力や経営ノウハウを使って公園を再生していくというようなこと。カフェだけではなくていろいろな関わり方があるわけですが、今回、船橋市でもその辺をやるのかどうかといったところは、ぜひご意見をいただきたいところです。

賛否両論ありまして、公園を民営化するのかというようなご意見もありますし、一方で、維持管理費が大変で再整備もままならないといったときに、民間企業がお金を出してくださって、再整備の一部をやっていただく。管理も含めてやっていただく。そういうところで成立している制度ですが、その辺を船橋市ではどうするのかといったところはあろうかと思います。

今もありますか。船橋市でP a r k－P F Iなどは。まだないですか。

○事務局（芝原公園緑地課長）

船橋市ではまだP a r k－P F Iの事業は取り組んでおりません。

○木下会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞお願いします。

○須賀委員

公益財団法人船橋市公園協会の須賀と言います。

ちょっと細かいことで申し訳ないのですが、「船橋市緑の基本計画（改定第2版）」の28ページ、「防災機能の強化」というところで、整備を検討するということが記載されているのですが、今の現状を教えてくださいのと、その下の2－11、「都市公園の再整備による活性化」ということで、活性化された事例があればちょっと教えていただければなと思います。よろしくお願いします。

○木下会長

お願いします。

○事務局（芝原公園緑地課長）

まず、防災機能の強化ですが、公園の新設もしくは再整備の際に、防災機能を付加した施設、例えば、かまどベンチですとか、パーゴラも防災用のテントを張って防災用のパーゴラ



になったりするような、もともと持っている公園の一時避難的な機能をさらに補完するような施設を、地元の住民の方たちへの説明や協議をしながら整備しているというのが、実態でございます。

船橋市では、近隣公園が地域防災計画で一時避難場所に指定されているところが多くありますけれども、そういったところには再整備に合わせて災害用トイレ、マンホールトイレとかを設置しているという事例はございます。

また、都市公園の再整備による活性化ですが、具体例で言うと、少し前になってしまうかもしれませんが、高根木戸近隣公園において、周辺の道路事業による雨水の流出対策と合わせて公園の再整備を行っております。

その際に、地域の小学校にアンケートを取りながら、こういった公園づくりがいいだろうというところを聞き取り、公園の再整備に取り組んで、我々としては多くの子どもたちに遊んでいただいていると考えているところでございます。

#### ○須賀委員

防災機能の強化ということで、市川市には大洲防災公園という形で整備されているかと思えますけれども、船橋市はそういう整備を検討するというのは、市川市の大洲の防災公園みたいなものを検討するという意味合いではないのでしょうか。

#### ○事務局（芝原公園緑地課長）

船橋市の考えとしては、先ほど申し上げたとおり、市川市みたいに防災公園としての機能を持った大きな公園をつくるというよりは、今ある近隣公園などの一時避難場所となるような公園に、防災機能を付加して、地域に満遍なくそういった施設ができるような取組をしていきたいと考えているところでございます。

#### ○須賀委員

ありがとうございます。

それと、2-11の再整備に関して、私のほうで意見を出させていただいたのは4番なのですが、現状、車椅子とかベビーカーで進入できない公園が存在するのは私もいろいろと見て知っているのですが、その辺の管理用車両が進入できない公園の再整備というのは検討されているのでしょうか。

#### ○木下会長

お願いします。

#### ○事務局（芝原公園緑地課長）

ご存じのように、昔につくられた公園の入り口というのは、ベビーカーや車椅子が通れないような広さですとか、段差ができていているという状況が多々ございます。ただ、そのままというわけではなく、例えば、公園の大規模改修や、一部遊具の修繕などを行う際には、入り口の幅を確保したりですとか、バリアフリー化というものを1個ずつ取組んでいきたいと考えております。

#### ○須賀委員

それから、街路樹関係で先ほどからいろいろとお話が出ています。私は習志野台方面に住んでいるのですけれども、習志野台方面の街路樹は、結構、空き桝になっていまして、補植されていない箇所が非常に多く散見されます。船橋市として街路樹の今後の考え方が不明で、数年そのままというところも結構あるので、その辺を教えてください。

あとは、こちらにも記載させていただいているのですが、枯死している街路樹が結構多いのですけれども、その原因の究明はされているのかどうか。

それと、高根木戸近隣公園から自衛隊のほうに向かっていくところの街路樹で、以前、水道だったか、ちょっと忘れてしまったのですが、たしか市に関係のない工事だったかと思いますが、街路樹の下に水道管を入れる工事だったと思うのですけれども、それをやるために街路樹を一回抜いて、新たに新しい木を植えた後、そこが低木なんかもみすぼらしい形で、ほぼほばない状態なんですけれども、その辺の責任の場所というんですか、そういう形の追及というか、その辺はされているのでしょうか。

○木下会長

お願いします。

○事務局（芝原公園緑地課長）

まず、街路樹の桝が空いてしまっていて、その後の計画ですけれども、すみません、道路部の所管にはなりますが、基本的には、比較的幅員があり、歩道の有効幅が取れるようなところについては、街路樹を計画的に配置していただくことは我々としても想定しており、利用状況や周辺の状況を考慮し設置できる桝については、植樹を促していきたいと考えています。

一方で、枯死対策についてですけれども、街路樹の管理については、最近ではイチョウが落枝して死亡事故が起きたということもあって、話題になっており、街路樹に限らず樹木の維持管理については、マニュアルですとか職員の意識向上を図っていけるように、我々と関係部局と一緒に取り組んでいきたいと考えています。

最後に、工事によって枯損した樹木の管理の追及につきましては、すみません、状況がちょっと分からないものですから、何が原因で枯れてしまったかというのを、改めて道路部のほうに確認したいと考えています。

○須賀委員

長くなって申し訳ないですが、もう1点だけ教えてください。

公園協会では、緑の普及啓発に関わっている事業として、緑と花のジャンボ市、それと、花壇コンテストという形で、緑の基本計画の35ページに記載されているものです。

まず、ジャンボ市のほうですけれども、多分、植木や花苗を販売する業者が大分減ってきているのと、お客さんの減少が感じられたので、その辺の今後の行方を教えてくださいのと、花壇コンテストもそうですけれども、応募者が大分少ない。こちらの36ページ、平成37年度で55団体と目標として記載されているのですけれども、実際は春17件、秋9件。大分目標値には低いのですけれども、今後の進める方向として、どういう形で増やしていくかというのを教えてください。

○木下会長

よろしいですか。お願いします。

○事務局（芝原公園緑地課長）

緑と花のジャンボ市につきましては、協力業者さんの数が減ってきているというのは状況としてありますので、例えば、秋ですとミュージックストリートですとか、そういったほかのイベントなどと合わせて集客を見込めるようなイベントにしていければとは考えているところでございます。

花壇コンテストにつきましては、目標には大分離れたような数字になっております。特に、最近の猛暑によってなかなか花が育たないということもあって、今まで参加くださっていた方も、出来栄がよくないということで、ここ最近、申し込み数が減ってきているということとは正直認識しているところでございます。

ここにつきましても、以前から緑化推進委員会の中でいろいろとアイデアをいただいておりますので、改めてどういった方法がいいかなど、機会を捉えて、皆様にアドバイスをいただければと考えているところでございます。

○須賀委員

ありがとうございました。

○木下会長

貴重なご意見をたくさん、ありがとうございます。

やはり公園の再整備、それから街路樹の管理、この辺を強調いただいたのと、あとは緑に関する普及啓発とかPRに関わるイベント、行事、その辺もてこ入れが引き続き必要だということかと思いました。あとは防災対応ですね。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○村田委員

非常に近くのところで、船橋の北口にある天沼公園なのですが、あそこは船橋市としては割と大きな公園になっていると思います。あそこは避難場所の設置はどうなるのですか。先ほどのご意見の中でもあったように、いろいろなそういった機能をしてくださいというようなことは、どこへどういうふうにすればいいのでしょうか。何もやっていないような気がするのですが。

○事務局（芝原公園緑地課長）

天沼弁天池公園は、地域防災計画の一時避難場所になっておりますので、再整備や公園のトイレなどを改修する際に、地元の方にいろいろとご意見を伺いながらになると思いますので、そういったときに、防災機能をどう付加していくかというのは、皆さんにご意見を伺えればと思っております。

○村田委員

たまたまなんですけれども、天沼公園のところにポンプ車を入れる倉庫がいにしえにはあったようなんです。ところが、それが今、清掃等の機材を入れるところになってしまっていて、消防関係のほうでは、今度、船橋は3つの消防署になったということで、夏見分署とい

うのが夏見消防署になったんです。一応、天沼公園では、うちのほうの町会が防災のポンプ車を本当は預かっているはずなのを、そういう小屋がなくなって、しょうがないので、結局、夏見の分署のほうに預けたという形になってしまっています。あそこは避難場所で、しかもあそこから放水する可能性があるんですけども、結局そこに置けない状態なんです。これは、緑地とはちょっと違うかなと思って、さっき考えていたんですけども、要するに防災のことから考えると、ああいうところにきちんとそういったものを置いてもらわないと困るのではないかなと思っていて、うちのほうの町会関係でも、これはどうなるんだろうねと、ここのところすごくもんでいる話なのですが、そういったことは、どこへどういうふうにすれば、どうなんだろうかなと思って、教えてください。

○事務局（芝原公園緑地課長）

天沼弁天池公園のポンプについては、夏見分署に置いてあるというのは我々も認識しておりますが、分署にあるからいいというわけではなくて、公園にあって初めて地域の防災活動に有効活用できると思っていますので、具体的に消防局と協議を進めているところです。どこに置くかや、どういった規模になるかなどは協議を進めておりますので協議が進んだ段階で地元の方にご説明させていただければと考えております。

○村田委員

うちの町会なので。

○事務局（芝原公園緑地課長）

はい、分かりました。

○木下会長

再整備とまではいなくても、個々の公園の管理の方針といいますか、その辺をちゃんと行政と地域のほうでしっかりと共有して、公園をしっかりと管理していくということが大事なかなと思いました。

時間が押していますが、まだご意見をいただいていない田中委員と岩崎委員、一言いただければと思うのですが。

○田中委員

遅れてきて何かを言うのもちょっと失礼かなと思ひまして控えていたのですが、私は坪井と八千代市との境なのですが、そこで近隣公園という非常に立派な公園をいただいています。ここの8番目にも意見を書かせてもらったのですが、管理棟がありまして、コロナが始まる前は使えたんです。社協とか、そこで草刈りをしてくれる団体とかが使えたのが、コロナが終わって、社協の行事というか、市民のために活動しようと思ったら使えませんと。公園法が変わりましたからという非常に寂しい回答だけです。それで、公園利用でないと使えませんと。どういう意味なのか、よく分からないのですが。

社協とか、民生とか、あと私などは連合会ですけども、そこが利用することによって活性化が図られるのではないかなと思ったんですけども、管理棟がもし本当に使えないのであれば、潰してもらいたいなと思っているんです。その分、面積を広げて駐車場なりにしたら利用価値がもっと増えるのではないかと。そうでなければ、人を呼ぶための手段として、

社協や民生が活動をそこでやって人を呼ぶというような利用の仕方があるのではないかと思います。その辺、時間がないので簡単におっしゃっていただければと思います。

それともう1点、公園の桜の木が病気にかかって、近々伐採しますということで、いつまで立っているのかなと思って最近見たら、根元から切られて根っこだけが残っているんです。それも結構な太さで、40センチぐらいあるのかな。あれは腐るまでそのままにしておかれるのか。これから海老川の桜の木なども高齢化していくと思うので、その辺の対策とかを考えていただいているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○木下会長

2点ご質問がありましたが、いかがでしょうか。

○事務局（芝原公園緑地課長）

坪井近隣公園の管理棟につきましては、過去の経緯があって簡単にというのがなかなか難しいのですが、管理棟自体は、公園の管理をするための施設という位置づけで設置されたという経緯がございます。その管理というのを町会の方がやるということ、当時のお話合いの中で持っていたということの経過は存じております。

一方で、地区社協さんとかの活動の場としても使いたいということがありました。坪井公民館ができるまでの間ということで、暫定的な利用というところが当時あったと我々としては記憶しているところでございます。その後、坪井公民館ができて、地区社協さんの活動がそちらの場で行えるという中で、当初の目的であった公園の管理施設としての位置づけを果たしていくために、地区社協さんにご協議させていただいて、坪井公民館に活動の場を移していただいたというところでございます。

桜の根っこにつきましては、どういう状況で病気だったのかが分からないのですが、恐らく腐朽菌がついてしまって倒木の危険性があるということで伐採させていただいたのだと思っております。本来であれば、根っこも撤去してしまいたいのですが、先ほどもあったように、根っこというのはかなり広範囲に広がっておりますので、なかなか取り切るとというのが難しいものですから、実態としては根をそのままにしているという状況が多いものでございます。その辺についても、引き続き安全に、危ないような状況であれば対応しなければいけないと思っておりますので、そういった状況等を見ながら対応を検討していきたいと考えております。

○木下会長

田中委員、今のよろしいですか。

○田中委員

何かよく分からないけれども、しょうがないですね。

○木下会長

では、よろしくお願いします。

○岩崎委員

岩崎と申します。よろしくお願いします。

皆さんからいろいろとご意見をいただいて、自分で思っていたところもいろいろと解決できた部分もあるのですが、一つ、うちのほうでも自宅のほうに民有地で結構樹林地が多くて、今は主人や父などが自分たちで管理ができていて、何とか維持していくことはできているのですけれども、以前も民有地の巨木などの伐採については、補助的なものは船橋市はないという話をお伺いしました。費用がかなりかかっているもので、そういった原因もあって、消失する部分も相続とかだけではなく多いのかなと思います。そういったところに補助金とかを出していただくと、個人で管理もしていきやすいのではないかなと思いますので、少し今後検討していただければと思います。

#### ○木下会長

民有樹林に関しましては、近隣の自治体、私のいる松戸だと市民ボランティアの皆さんが民有樹林の管理に関わられて、オープンフォレスト、オープンガーデンの樹林地版ですけれども、そんなこともやったりして、市民にも使ってもらえる樹林地みたいなことをやっていますけれども、船橋市さんは、そういう市民ボランティアによる樹林地の管理みたいな話というのは何かありますか。

#### ○事務局（芝原公園緑地課長）

船橋市の場合、各町会の皆さんにご協力いただいています町会清掃というもので各公園を管理していただいているのですけれども、その中で、例えば、藤原市民の森緑地とかは、NPOの丸山サンクチュアリさんという団体に維持管理していただいております。そういった事例としてはございます。

#### ○木下会長

市民緑地のような制度もありますので、何かまたいろいろな展開ができるといいなと思います。

ありがとうございます。一通りご意見をいただいたのですが、何か言い残したことは。どうぞ、お願いします。

#### ○須賀委員

先ほど田中委員のほうから、坪井近隣公園の管理棟の件なのですが、我々の市から受託している公園にそういう近隣公園もあるのですけれども、その管理棟を拠点とさせていただいて、一応管理をさせていただいております。なので、一部分は公園協会で借りているということです。

#### ○木下会長

管理棟の件は、私は経緯をよく存じ上げませんが、使いたい方が使えないというのはよく分からないのですけれども、その辺は今後、十分な議論が必要かなと思いました。

今日は、本日いただいたご意見を踏まえて、今後につなげていかなければなりませんので、簡単にまとめてくれということを事務局のほうから言われています。

非常に様々なご意見をたくさんの委員の方から本日もいただいたわけですが、共通する意見も多いですし、一方で独自のご意見もあるということで、なかなかまとめるのが難しいのですけれども、3つほどにまとめさせていただいて、その上で今後の議論につなげて

いければと考えております。

本日、皆様からアンケートも含めていただいたご意見の中で、現状の公園なり緑というのが、現在の住民の皆様、市民からのニーズに適合した緑のあり方というものを、まだまだ考えていかなければいけないと。例えば、高齢者に優しい公園ですとか、街路樹も見栄えとか保全という観点からは、まだまだいろいろ検討の余地があるとか、あとは防災対応とか、岩崎委員から雨水の貯留、生物の生息地など、こういった意見もいただいております。ですので、地域のニーズにより適合した形で公園緑地のサービスのあり方、再整備も含めてということになりますけれども、そういうものを地域ごとにしっかりと細やかに考えていくというのが1つあるかと思いました。

2つ目として、そういうことを考えていくときに、植物、緑や自然環境というのはそれだけで大事な機能、役割というものを持っていますので、そういった自然の力、緑の力を活かしながら新しいニーズに対応していくということが2つ目としてあるかと思いました。

いただいた意見の中にも、熱中症になったと。これは樹木の緑陰としての役割というのが大事だと思います。そのほか生き物のすみかとか、雨水の貯留とか、防災のための避難場所ですとか、景観形成とか、いろいろな役割がありますので、それを踏まえて地域ごとの様々なニーズに対応していくというのが2番目です。

最後に、何人かの委員の皆様からもご指摘いただきましたが、こういうことをやっていこうとしたときに、現状、行政の力だけではいかんともしいところがあって、地域の皆さんと一緒に考えていくというところの連携、市民協働、官民連携、この辺のいろいろな方法を考えていく必要があるだろうというところで、維持管理をしていかないとサービスや緑の機能というものも発揮されませんので、官民連携の下でしっかりと緑を維持管理、活用していくというところの3点にまとめさせていただきました。

よろしいでしょうか。もしご意見、追加があればお願いしたいと思うのですが。

その中で、官民連携と言ったときに、花村委員からご意見をいただきましたけれども、住民、市民だけではなくて、事業者さんの力をいかにいただいて、活用させていただくかという視点も検討事項かとも思いますし、花苗のこととか、ジャンボ市のような話も出ましたが、こういった普及啓発のための様々なイベント、ソフトですね。この辺も活用になるのかは分かりませんが、含めて今後考えていければと思います。

以上のようなまとめでよろしいでしょうか。また追加はできるかと思いますので、引き続きご意見をいただければと思います。

以上でまとめなのですが、ここで事務局にお返ししてしまっているのでしょうか。

それでは、まとめてしまいましたが、今回の議事については以上となります。事務局から補足や連絡等があればよろしくお願いいたします。

#### ○事務局（公園緑地課 関谷課長補佐）

本日は貴重なご意見ありがとうございました。

次回の第3回委員会につきましては、令和7年3月頃の開催を予定しております。時期が迫ってまいりましたら日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、お車でお越しの方は駐車券に押印をいたします。ご足労をおかけいたしますが、1階の総合案内で無料処理が必要ですので、忘れずにお願いいたします。

連絡は以上となります。

○木下会長

こちらの資料はよろしいですか。今日、特にご説明ありませんでしたけれども。

○事務局（公園緑地課 石黒係長）

先ほどご紹介だけさせていただいたのですが、先週の金曜日に国のほうで緑の基本方針というものが都市緑地法の改正に伴いまして示されております。上位計画という形の位置づけになるかと思いますので、こういった動きがあるということをご理解いただく上で参考になる資料ということで本日配付させていただきました。今後のご意見、あるいはご議論の中で活用いただければと思います。

○木下会長

ありがとうございました。それでは、皆さんのほうから何か。これで終わりますが、よろしいですか。

それでは、長時間にわたりましてご議論、有意義なご意見、ありがとうございました。これにて第2回船橋市緑化推進委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

11時37分閉会